

第3号議案 令和2年度事業計画案

1. 基本方針

時代が変わり昨年の令和元年に、文部科学省、三菱総合研究所、更に東京都中学校進路指導研究会の先生方の多大なご尽力をいただき、長年の懸案であった、高等専修学校教育の魅力を発信するための新たな広報ツールが完成しました。完成と同時に、全国で約30,000部を印刷、各地域の中学校に無料配布し、高等専修学校の教育とその魅力を発信しはじめました。

このような時代の移り変わりの中で、当然、全国高等専修学校協会の基本方針、事業目標も変化してきました。

《昭和》昭和50年7月11日専修学校制度発足と同時に高等専修学校が誕生

《平成》1条校である高等学校との格差是正の時代

大学入学資格付与から始まり、高体連への参加、JRの定期的割引率、ハローワークの取り扱い、高等学校等就学支援金、授業料減免、発達障害者支援法、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入等、法改正等を伴って大きな格差が是正されました。

そして時代は、平成から令和と移り変わりました。

《令和》この時代に、全国高等専修学校協会が目指すものは何か。それは残る最大の格差である「経常費補助の格差是正」です。

しかし、現状は全国47都道府県の専修学校各種学校協会の中で、高等専修学校の部会や委員会があり活動しているのは、9都道府県にすぎません。更に、地方では1県1校の状況の中で、格差是正の運動が加速することは極めて難しい状態です。

加えて、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の災禍は、日本全国の経済活動や社会生活を瞬く間に停滞させ、高等専修学校の教育・運営活動にも多大な影響を及ぼしています。まずは高等専修学校の生徒・保護者および学校への支援策の構築、実施を率先して進め、職業教育の機能を維持、発展させて、生徒たちの成長と日本社会の再興を下支えすることが重要と考えられます。

このような現状の中で、全国にある高等専修学校が安定した学校運営し、未来永劫存続できる学校となれるように、「私立学校振興助成法の対象校」を目指します。これまでもいろいろな格差是正に取り組んできました。やはり時間はかかるとは思いますが、会員校が今まで以上に団結して取り組めば、必ず道は開けると信じています。

この運動を強固に後押しできることがあります。それは、公教育機関としての説明責任を果たすことだと考えます。現状、高等専修学校は自己点検評価を行い、その結果をホームページ等で公表することが義務となっていますが、昨今の幼児教育、高等教育の無償化の様子を見ると、「学校関係者評価」の義務化、更には「第三者評価」までが話題になっています。この現状下で、小規模校の多い高等専修学校には、なかなか「学校関係者評価」の実施までには厳しいハードルが数多くありますが、学校評議員会等の既存の組織を活用した評価システムを研究、実施することで、大阪府の事例からも「私立学校振興助成法の対象」に近づけると確信しています。

更に、高等専修学校が時代の流れに柔軟に対応し、多様な生徒達に対して、「国家資格等の取得、不登校経験者・高校中退者、特別な支援の必要な生徒の自立支援、夢の実現」の4つの魅力ある教育を施し大きな成果を出していることを、会員校が、今まで以上に社会にアピールするとともに、前述の新型コロナウイルス感染症対策措置の一貫として、消毒液の準備や遠隔授業の環境整備等、個々の分野に応じた学校再開後の体制を整備し、多様な生徒の学びに対応していくことにより、高等専修学校の社会的認知度を高め、生徒募集に繋げていきたいと思っております。

また、文部科学省の「高等専修学校の機能高度化に関する調査研究」事業が最終年度を迎えます。この事業もまた「経常費補助の獲得」、「生徒募集の強化」と連動している事業です。まだ、動き出していない府県も、自校の未来のために、学びのセーフティネット機能強化に向けて、高等専修学校と地域・外部機関等との連携を通じた実行的な教育体制「チーム高等専修学校」を構築してほしいと願っております。是非、先導的な取り組みをしている地域の現状を参考にして、まず動き出すことが重要だと考えます。

最後に、今まで以上に高等専修学校の魅力を社会にアピールし、未来永劫必要な学校種になるべく、今まで以上に一致団結して運動を着実に進めていきたいと思います。

2. 活動方針

I、高等専修学校の振興策の実現

- ① 特に今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生徒に対する国の支援として、高等学校等就学支援制度および高校生等奨学給付金の拡充のほか、学校独自に行う修学支援給付金等への補助、学校運営維持の助成措置等の制度構築・補助を各都道府県に求める。また国の補正予算を通じ専修学校での遠隔教育導入に向けた施設設備の財政的支援ならびに都道府県での追加的な予算を得る。更に国家資格等の指定養成施設における要件緩和の充実として、国家資格等を所管する各省で学校の実態の確認・把握、規則の要件緩和（代替措置の設定等）や要件充足（学外実習の実施等）のための社会的環境の整備の徹底を求める。
- ② 国による私立学校振興助成法（第9条 学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）と同様な支援制度の創設を求める。
 - ・東京都の「私立専修学校特別支援教育事業費補助」（※）をモデルとした各道府県における発達障がい生徒受け入れに関する予算措置を創設する。
 - ・各都道府県における授業料軽減措置に対する国の支援事業を求める。
 - ・高等学校等就学支援金のより一層の充実を求める。
- ③ 文部科学省委託事業「高等専修学校の機能高度化推進事業（「学びのセーフティネット」機能の充実・強化）」に積極的に参画し、高等専修学校と外部とのネットワーク化の推進、卒業後の「自立」につながる効果的な教育実践を推進し、「チーム高等専修学校」を推進・整備する。
- ④ 高等学校との格差是正のための調査研究を行うとともに、高等学校教育改革の方向性を注視し、後期中等教育機関としての高等専修学校振興に資する、制度改善を推進する。

- ⑤ 都道府県における経常費助成措置の推進並びに対象科目の平等を求めるとともに、「授業料軽減等措置」を推進する。この目的を達成する手段として、研修会等を通じて都道府県における取り組み情報の共有を図る。
- ⑥ 高等専修学校の魅力発信資料(「未来をひらく高等専修学校」)の毎年度発行を国に求め、高等専修学校の社会的認知度向上のための活動を推進する。その一環として、「大学入学資格付与(高等学校卒業程度)指定校〇〇高等専修学校」の学校案内、ホームページ等への掲載を推進する。
- ⑦ 高等専修学校における安全・安心な学習環境の確保のため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付への積極的な加入を推進する。
- ⑧ 大学入試「高大接続」改革に伴い、高等専修学校の進学に関しても情報共有を図り改革に対応する。

II、高等専修学校の教育力の向上

- ① 全会員校の学校評価・情報公開の実施を実現する。
- ② 高等専修学校における「いじめ問題」に対して適切な対応を推進する。
- ③ 高等専修学校として、小中学校で「不登校」を経験した生徒に対して適切な受け入れと対応を推進する。
- ④ 高等専修学校に学ぶ発達障がい生徒の受け入れ、修学ならびに進路指導に関する支援を推進する。
- ⑤ 高等専修学校卒業生の進路で進学でも就職でもない、未決定者の比率を減らす。
- ⑥ 有権者として求められる力を身に付けるために、高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」等を活用する。

III、組織力の強化

- ①各都道府県協会における活動の強化と情報の共有を図る
- ②体育大会等の協会主催事業への参加要請

IV、調査・統計資料の収集

- ① 高等専修学校の実態把握に関する事項
- ② 技能連携等の実態把握に関する事項

V、高等専修学校のPR・認知度のアップ

- ① 高等専修学校の魅力発信事業の有効活用
- ② 母校訪問の全国展開
- ③ 高等専修学校展の普及
- ④ 職業体験講座の積極的普及
- ⑤ 協会ホームページの充実

VI、生徒表彰

- ① 成績優秀生徒及び部活動等における優秀生徒への表彰

VII、無認可校(サポート校)への対応

- ① 各地域における情報の共有化を図り、行政への働きかけを強める

※東京都の「私立専修学校特別支援教育事業費補助」とは、都内の私立専修学校高等課程で障がいをもつ

生徒が在籍する学校の設置者に、運営費の一部を補助する制度。平成 30 年度の生徒一人あたりの補助単価は、759,000 円である(私立特別支援学校高等部の経常費補助単価の 1/2)。平成 27 年度から**長野県**において、特別補助として発達障がいのある生徒一人当たり 45,000 円(平成 30 年度)を一般補助に特別補助として加算する制度が、**山形県**でも高等専修学校への特別支援教育支援員の配置として 1 校 180 万円が創設された。**兵庫県**でも平成 31 年度より生徒指導の充実(臨床心理士等カウンセリングを担当する教職員の配置)補助単価 30 万円、特別支援教育体制の整備(特別な支援が必要な生徒の受け入れ体制整備や学校生活での支援体制構築を図る活動)補助単価 28 万円を新規事業として創設。

3. 委員会活動

運動方針に掲げた課題等の研究・協議や協会事業の企画運営のため、各委員会で次のとおり活動していく。

(1) 高等専修学校総務委員会

- 定例総会・理事会等の運営
- 会報「ニュース高等専修」の発行
- 全国高等専修学校協会の公式サイトへの運営
- 全国高等専修学校協会生徒表彰の実施

(2) 研修委員会

会員校に必要とされる研修事業として、経営者・管理者を対象に、例年総会終了後に管理者研修会を実施する。本年度は総会の書面開催の決定に伴い、予定されていたプログラムを教職員研修会において開催するため、依頼・調整する。

1 2 月の冬休み期間中に、合同委員会と同日に教職員研修会を開催する予定であり、詳細を詰めて開催案内を送付する。

また、2 月の理事会終了後に、文部科学省委託事業の成果報告会を開催する予定である。

(3) 制度改善研究委員会

《研究委員会の目的》

- ・高等専修学校の振興と格差是正のための活動
- ・各都道府県の高等専修学校にかかわる諸問題への助言
- ・情報交換

《今年度の事業》

① 重点研究テーマ

- ◆文部科学省委託事業平成 31 年度「高等専修学校の機能高度化推進事業(「学びのセーフティネット」機能の充実・強化)」における『高等専修学校と外部とのネットワーク化の推進』並びに『卒業後の「自立」につながる効果的な教育実践の推進』を行い、「チーム高等専修学校」を推進・整備する

- ◆高等専修学校における学校評価及び情報公開の推進
 - ・「専修学校における学校評価ガイドライン」に関して高等専修学校の質保証・向上に資する情報収集のための調査等を実施し、当面の目標として、会員校の学校評価・情報公開の8割実施を達成する
- ◆独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付への積極的な加入の推進と会員校に対する周知広報活動
- ◆これまでの協力者会議報告等での提言実現のための活動
 - ・高等学校との学習成果の相互評価
 - ・わかりやすい制度とするための設置基準の在り方 等
- ◆高等学校等就学支援金の確保、及び高等専修学校への財政措置の実現のための活動

② 継続推進テーマ

- ◆会員校の活性化のために
 - ・高等専修学校在校生の母校訪問の全国展開
 - ・高等専修学校展の実施のための研究と普及啓発活動
 - ◆都道府県公私連絡協議会への参入
- ## ③ 関係機関との勉強会の実施
- ・文部科学省専修学校教育振興室
 - ・独立行政法人日本スポーツ振興センター等の関係機関

(4) 体育振興委員会

第30回全国高等専修学校体育大会の企画運営を行う。また、高等専修学校生のスポーツ参加に関する諸課題の研究協議を行う。

○第30回全国高等専修学校体育大会

日 程：2020年8月25日（火）～8月26日（水）※予定より一日縮小

※新型コロナウイルスの感染防止のため、選手の接触の避けられない競技の中止など、安全を確保する対策を講じ開催

会 場：富士北麓公園、富士河口湖町民体育館、鐘山総合スポーツセンター

主 催：全国高等専修学校協会、特定非営利活動法人NPO高等専修教育支援協会

主 管：全国高等専修学校協会体育振興委員会

後 援：文部科学省、山梨県、富士吉田市、富士河口湖町、（公財）JKA、（公社）東京都専修学校各種学校協会、専門学校新聞社（予定）

4. 会議の開催

- (1) 定例総会（例年6月に開催。本年度は書面開催とし、第5号議案の役員改選については、会長・副会長をはじめとして役員体制を基本的に維持し、引き続き運動を推進する趣旨で役員会の推薦に基づく名簿（案）を作成し、各会員の書面決議に諮る）

(2) 理事会（例年6月と翌年2月に開催。本年度6月の理事会は書面開催とする）

5. 全国高等専修学校協会生徒表彰の実施

各会員校から申請のある会長賞表彰、スポーツ奨励賞を発行・発送する。

6. 「ニュース高等専修」の発行

3月に年間行事を収録して発行する。